

令和6年12月13日

1. 出席議員

|     |    |    |
|-----|----|----|
| 1番  | 高橋 | 信広 |
| 2番  | 花下 | 主茂 |
| 3番  | 坂本 | 治郎 |
| 4番  | 水町 | 典子 |
| 5番  | 古賀 | 邦彦 |
| 6番  | 久間 | 寿紀 |
| 7番  | 原田 | 英雄 |
| 8番  | 小山 | 和也 |
| 9番  | 高山 | 正信 |
| 10番 | 川口 | 堅志 |
| 11番 | 田中 | 栄一 |

|     |    |    |
|-----|----|----|
| 12番 | 堤  | 康幸 |
| 14番 | 牛島 | 孝之 |
| 15番 | 服部 | 良一 |
| 16番 | 中島 | 信二 |
| 17番 | 栗原 | 吉平 |
| 18番 | 三角 | 真弓 |
| 19番 | 森  | 茂生 |
| 20番 | 栗山 | 徹雄 |
| 21番 | 川口 | 誠二 |
| 22番 | 橋本 | 正敏 |

2. 欠席議員

|     |    |    |
|-----|----|----|
| 13番 | 石橋 | 義博 |
|-----|----|----|

3. 本会議に出席した事務局職員

|            |    |    |
|------------|----|----|
| 事務局長       | 古賀 | 好子 |
| 事務局参事補佐兼次長 | 樋口 | 安澄 |
| 書記         | 田中 | 浩章 |
| 書記         | 松延 | 和樹 |

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

|         |       |   |       |       |
|---------|-------|---|-------|-------|
| 市       | 長     | 簗 | 原     | 悠太朗   |
| 副       | 市     | 長 | 松     | 崎 賢 明 |
| 教       | 育     | 長 | 橋     | 本 吉 史 |
| 秘 書     | 広 報 室 | 長 | 馬     | 場 浩 義 |
| 総 務     | 部     | 長 | 秋     | 山 勲   |
| 企 画     | 部     | 長 | 平     | 武 文   |
| 市 民     | 部     | 長 | 山     | 口 幸 彦 |
| 健康福祉部   | 長     | 坂 | 田 智 子 |       |
| 建設経済部   | 長     | 田 | 中 和 己 |       |
| 教 育     | 部     | 長 | 牛     | 島 新 五 |
| 総 務     | 課     | 長 | 清     | 水 正 行 |
| 人 事     | 課     | 長 | 古     | 村 和 弘 |
| 財 政     | 課     | 長 | 鵜     | 木 英 希 |
| 健康推進課   | 長     | 末 | 廣 英 子 |       |
| 介護長寿課   | 長     | 前 | 田 加代子 |       |
| 上下水道局   | 長     | 松 | 尾 正 久 |       |
| 矢 部 支 所 | 長     | 轟 | 晃 守   |       |

## 議 事 日 程 第 6 号

令和 6 年12月13日（金） 開議 午前10時

### 日 程

- 第 1 委員長報告
    - ・質 疑
    - ・討 論
    - ・採 決
  - 第 2 議案上程・説明
  - 第 3 議案審議
    - ・質 疑
    - ・討 論
    - ・採 決
- 

### 本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

#### 第 1 委員長報告

議案第107号 令和 6 年度八女市一般会計補正予算（第 6 号）

#### 第 2 議案上程・説明

- 議案第108号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第109号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第110号 八女市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第111号 令和 6 年度八女市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第112号 令和 6 年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第113号 令和 6 年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第114号 令和 6 年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第115号 令和 6 年度八女市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第116号 令和 6 年度八女市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第117号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

#### 第 3 議案審議

- ・質 疑
- ・討 論
- ・採 決

---

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。12月定例会最終日となりました。本日も最後まで慎重審議をよろしくお願いいたします。

お知らせいたします。委員長報告書、追加議案、資料及び提案理由書をタブレットに配信いたしております。

なお、石橋義博議員から欠席届を受理いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定によりタブレットに配信いたしておりますので、御了承をお願いいたします。

日程第1 委員長報告

○議長（橋本正敏君）

日程第1. 委員長報告を行います。

本定例会において、予算審査特別委員会に付託されました議案第107号 令和6年度八女市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員会委員長（高橋信広君）

皆様おはようございます。予算審査特別委員長の高橋でございます。議案第107号に対する委員長報告を申し上げます。

予算審査特別委員会に付託されました議案第107号 令和6年度八女市一般会計補正予算（第6号）につきましては、2回の全体会を開催し、総務文教分科会、厚生分科会、建設経済分科会の各委員長からの報告を受け、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認めることに決したことをまず御報告いたします。

以下、各分科会からの報告事項で主なものを申し上げます。

最初に、総務文教分科会委員長から、小学校長寿命化改修事業及び中学校長寿命化改修事業について、対象2校の築年数はどれくらいかとの問いに、福島小学校の北東棟は昭和45年3月に建築され、築54年が経過している。立花中学校については、昭和51年7月に建築され、築48年が経過しているとの報告でございました。

次に、2校の選定理由はあるのかとの問いに、今年度については大規模改修を実施していない。建築年数が古い小中学校から1校ずつを選定しているとの報告でございました。

次に、劣化状況調査の内容はどのようなものかとの問いに、調査方法は外壁の亀裂や塗装、

コンクリートの状況確認を実施している。爆裂（鉄筋がさびて膨張し、コンクリートを押し出す状況）や塗装の剥離など欠損部分が、福島小学校では100か所以上、立花中学校では150か所以上見られたとの報告でございました。

次に、厚生分科会委員長から、生活保護費について、国庫支出金に比べ県支出金が増加していない理由はとの問いに、国庫支出金に加え県支出金が支出されているが、県支出金の対象者が大きく増加する見込みがないためであるとの報告でございました。

次に、こども予防接種事業について、キャッチアップ対象者のHPVワクチン接種の公費負担が令和7年3月末までであり、それまでに3回接種ができない場合は個人負担になるのかとの問いに、希望者が急増したため、ワクチン供給が不足していることから、今年度中に1回でも接種しておけば、来年度1年間は公費負担で接種できるよう経過措置を検討されているとの報告でございました。

次に、戸籍氏名振り仮名記載業務委託料の債務負担行為について、戸籍の振り仮名は記載事項ではなかったが、デジタル化の進展により戸籍法が改正され、個人を識別しやすくするため、令和7年5月26日に改正法が施行することに伴い、それに合わせて債務負担行為を行うものであるとの報告でございました。

次に、外部委託することもあると思うが、個人情報保護のためのセキュリティー対策はとの問いに、戸籍業務の委託については公共サービスの改革に関する法律及び同法に基づく内閣府通知で委託可能な業務の範囲が定められているため、委託不可能な業務は職員で行い、それ以外の業務については外部委託していく予定であるとの報告でございました。また、再委託については全く禁止されていないので、再委託する場合は再委託業者と個人情報の適切な取扱いを明記した契約を行うとの報告でございました。

次に、建設経済分科会委員長から、福岡県園芸農業等総合対策事業について、なぜ年度途中に返還金が生じたのかという問いに、過去5か年に補助を受け、製茶機械を導入していた事業者が来年4月から市内の事業者と事業提携することが決まり、自社工場を廃止し機械を撤去されることになった。これを受け、本事業により導入され、かつ耐用年数が残る機械については財産処分の申請手続きを行い、県の承認を受けたため、返還金の補正をお願いするものとの報告でございました。

次に、荒廃森林整備事業について、「労務費の高騰等により」とあるが、年度途中で労務費が上がったのかとの問いに、今年度の普通作業員の単価を前年度と比較すると約5%上昇している。当初予算を計上する際には、労務単価の上昇を見込んでいなかったとの報告でございました。

以上が、全体会における各分科会からの報告と概要でございます。

冒頭申し上げましたとおり、議案第107号は原案のとおり可決いたしておりますが、ただ

いま報告いたしました審査の概要と各分科会で出されました意見等につきましては、予算執行に生かしていただきますよう申し上げまして、予算審査特別委員会委員長の報告といたします。

○議長（橋本正敏君）

委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

○19番（森 茂生君）

議案第107号 令和6年度八女市一般会計補正予算（第6号）に反対の立場で討論を行います。

債務負担行為補正で戸籍氏名振り仮名記載業務委託料で30,234千円計上されております。これは、来年5月26日に新たに戸籍に氏名の振り仮名を記載する制度が開始される予定だからであります。銀行口座名義人は振り仮名で管理されておりますけれども、マイナンバーカードの氏名の登録は漢字が主なものであります。そのため、漢字と片仮名で自動照合ができず、誤って違う人の口座にひもづけてしまう事態が起きております。本来ならば、戸籍に振り仮名を入れることから始めなければならなかったのですが、政府の関係者が誰も気づかず順序が逆になったと言われております。全体の制度設計がないまま、取りあえずといった安易なやり方で始めたために、マイナ保険証をはじめ、多くの問題が発生しているのではないのでしょうか。

しかも、マイナンバーカードに戸籍をひもづける必要があるか疑問であります。今までひもづけされたのは全てが個人単位の情報ですけれども、戸籍に限っては夫婦や親子、兄弟など家族を1単位としたもので、結婚、離婚、親子、養子などの身分関係など差別の原因になり得る情報が書かれております。特定の個人だけの情報が書いてあるわけではなく、人と人とのつながり、続柄を証明することが戸籍の目的であります。マイナンバー制度を使って戸籍を見やすくするということは個人情報を超えて他人の個人情報を見ることであり、プライバシー保護の観点から大きな問題があります。日本弁護士連合会は、戸籍情報をひもづける必要はないだけでなく、プライバシー侵害の危険性が高くなる。また、費用対効果の観点からも問題がある、よって、戸籍情報と個人番号はひもづけしないよう求めると意見書を出しております。

東京新聞は、マイナンバーカードのような身分証明と健康保険証を一体化させている国は先進7か国では日本だけであります。そもそも、マイナンバーのような国民共通番号制度を

否定する国もあれば、個人の自由を重んじ、イギリスでは制度導入後に廃止をしたわけであります。なぜ日本が強引に独自路線を歩もうとしているのかと報道しております。

2023年の日本の世界デジタル競争ランキングは32位で前年の調査から3つ順位を落とし、過去最低になっております。もともとマイナンバーカードを持つか持たないかは任意のはずです。無理を重ねて国民に強制するやり方では、ますますデジタル後進国になるのではないのでしょうか。

以上の理由により、この議案に反対するものであります。

以上です。

#### ○18番（三角真弓君）

議案第107号 令和6年度八女市一般会計補正予算（第6号）に賛成の立場で討論いたします。

今回は、小学校の長寿命化改修事業、子どもたちの命を守る学校、そういうことと特にワクチンに対して、非常に大事な予算となっております。このことは議案質疑でも申しましたが、特に来年、今年度に1回打つということが非常に大事になってきますので、このことを、特に担当部署としては周知徹底をしていただくこと。この2点を特にこの予算に對しましては、必要不可欠な補正であるということで賛成の立場で討論とさせていただきます。

以上です。

#### ○11番（田中栄一君）

私は、議案第107号 令和6年度八女市一般会計補正予算（第6号）について賛成の立場で討論を行います。

今回の補正予算は、市民の健康、福祉、それから農林業の振興、それと併せて、災害の復旧という非常に市民に密着した、密接した大事な予算が提案されております。

その中で、債務負担行為として戸籍氏名振り仮名に関わる債務負担行為の補正がなされておりますけれども、こういったことについては十分に委員会でも個人情報の保護のセキュリティー、そういったものについては十分留意されるようにということでの要望もしておりますし、そういった部分においては、しかるべき措置が取られるものと存じております。

そういうことから賛成の意を表明いたします。

#### ○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

#### ○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

**日程第2 議案上程・説明**

**○議長（橋本正敏君）**

日程第2．議案の上程を行います。

市長より議案10件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、議案第108号から議案第117号まで計10件を一括議題といたします。

まず、市長より提案理由の説明を求めます。

**○市長（簗原悠太郎君）**

令和6年第5回八女市議会定例会におきまして、報告1件及び議案46件を御承認いただき、誠にありがとうございます。

今定例会にさらに議案10件を追加提案いたします。

ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第108号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正を踏まえ、特別職の期末手当について年間で0.05月分の引上げを行うものでございます。

なお、この改正に伴い、八女市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定により、議員の期末手当についても同様の引上げとなるものでございます。

続いて、議案第109号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正を踏まえ、第1条において、期末手当及び勤勉手当の支給率並びに給料表を改定するものでございます。期末手当及び勤勉手当については、合わせて年間で0.1月分の引上げを行うものでございます。併せて、別表第1及び別表第2の給料表を改定しております。

なお、附則において、この第1条の規定は令和6年4月1日から遡及して適用することとしております。

また、令和7年4月1日から国家公務員の給与において、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備が図られることを踏まえ、第2条において、扶養手当等の各種手当や給料表に係

る必要な改正を行うものでございます。この第2条の規定は、令和7年4月1日から施行することとしております。

続いて、議案第110号 八女市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、八女市職員の給与に関する条例の一部改正を踏まえ、会計年度任用職員の勤勉手当の支給率及び給料表を改定するものでございます。勤勉手当については、年間で0.05月分の引上げを行うものでございます。

なお、附則において、この条例の規定は令和6年4月1日から遡及して適用することとしております。

続いて、議案第111号から116号。

議案第111号 令和6年度八女市一般会計補正予算（第7号）から議案第116号 令和6年度八女市下水道事業会計補正予算（第1号）まで一括して御説明申し上げます。

今回の補正は、人件費の補正でございます。

主な内容としましては、議案第108号から第110号までの給与に関連する条例の一部改正に伴い、特別職及び一般職の期末手当等の引上げや会計年度任用職員を含めた給料表の遡及改定に伴う給料等の増額並びに人事異動等による給料等の組替えによるものでございます。

一般会計外5会計で人件費は131,817千円の増額となります。

歳入につきましては、一般会計は繰越金、各特別会計は一般会計繰入金、水道事業会計及び下水道事業会計は内部留保資金等で調整を行っております。

なお、それぞれの議案の最後に給与費明細書を掲載しておりますので、御参照ください。

続いて、議案第117号 固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、松尾努氏が本年12月23日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員として選任することについて、市議会の同意をお願いするものでございます。

固定資産評価審査委員会は3人の委員をもって組織され、任期は3年であります。その職務は、固定資産課税台帳に登録された価格に関し、不服の申出があった場合に、中立的、専門的な立場から審査決定するものでございます。

松尾氏は人格、識見ともに優れ、土地家屋調査士、宅地建物取引士として長年にわたり固定資産関係業務に携わっておられます。これまで3期にわたって固定資産評価審査委員会委員として重責を担っていただいております、適任であると存じます。

以上で全議案の説明を終わります。

議会におかれましては、十分御審議いただきまして、原案どおりに御承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

**○議長（橋本正敏君）**

以上で議案の上程を終わります。

次に、市長より送付を受けた追加議案の取扱いについて、議会運営委員会にて検討していただいておりますので、委員長より報告をお願いいたします。

**○議会運営委員会委員長（川口誠二君）**

おはようございます。市長より12月11日に送付を受け、本日上程をされました議案9件について、12月12日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました結果を御報告申し上げます。

議案第108号から議案第116号について執行部より説明を受け、取扱いについて協議をいたしました結果、いずれも速やかに議決する必要があると認めたことから、議会運営委員会といたしましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略することといたしました。

以上、御報告申し上げます。

**○議長（橋本正敏君）**

お諮りいたします。ただいまの報告のとおり、市長より送付を受けました議案第108号から議案第117号までの追加議案のうち、議案第108号から議案第116号まで追加議案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

御異議なしと認めます。よって、市長より送付を受けました追加議案のうち、議案第108号から議案第116号までは会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略することに決定いたしました。

**日程第3 議案審議**

**○議長（橋本正敏君）**

日程第3．議案審議を行います。

議案第108号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○1番（高橋信広君）**

昨年聞いたんですが、特別職の期末手当については、今回の特別職の給与等に関する条例、これに基づいて支給されております。この条例には、適用として市長、副市長、教育長という3つの特別職で議員ということについては一切触れられておりません。市長等と議員に関する別々の条例でないと非常に分かりにくいと思います。また、常勤特別職と非常勤特別職

というのは、やっぱり分けるべきと私は考えます。

そういう中、近隣自治体では、柳川市、みやま市、大川市、大牟田市は全て市長等と議員というのは別になった給与報酬の条例となっております。これについて早急に改善してほしいと、検討してほしいということでお願いし、答弁は総務部長のほうの関係機関と協議、議論してみたいということでおっしゃっていました。今条例を見ますと変わっておりません。まず、協議されたのかどうか、その結論はどうだったか、これについてお伺いいたします。

**○総務部長（秋山 勲君）**

お答えします。

議員の期末手当につきましては、特別職、三役の給与条例とは別に規定すべきではないかという御指摘だったと思います。

議員の期末手当の支給割合を議員報酬等に関する条例の中に規定することにつきましては、近隣自治体の状況を調査いたしまして、議員報酬等に関する条例の中に期末手当の支給割合を規定されている状況と各市なっておるということを確認いたしております。

本市の取扱いにつきましては、今議員言われましたとおり、現在、関係機関、議会事務局等とも協議を行っておるところでございまして、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。しております。

**○1番（高橋信広君）**

ぜひ早急に検討をいただいて、結論を出していただくようお願いして終わります。

**○議長（橋本正敏君）**

ほかございませんか。

**○3番（坂本治郎君）**

昨年に引き続き、国全体で給料を上げていこうという点でちょっと了解させていただきました。平均で2%から3%ぐらい上がると理解しておりますが、少ない人、多い人で差があると思いますが、どのぐらいの振れ幅がありますでしょうか。

**○人事課長（古村和弘君）**

今の質問は、一般職員の給与のことについて……（「はい、全体的なところでお願いします。すみません」と呼ぶ者あり）議案がちょっとまだ、特別職について……（「一括でお聞きしましたので、失礼しました」と呼ぶ者あり）

**○議長（橋本正敏君）**

ただいま議案108号について。（「議案第108号から議案第110号まで一括でお聞きしても。それはできない」と呼ぶ者あり）

いや、今ただいま議案108号について質問でございます。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○19番（森 茂生君）

この資料の中に特別職の職員の給与に関する法律が改正されたためとなっています。どのように改正されたのか、お尋ねします。

○人事課長（古村和弘君）

特別職の一時金、期末手当につきまして、0.05月分の増額ということで承知をしております。

以上です。

○19番（森 茂生君）

国の法律でも0.05月引上げということですね。

そしたら、先ほども出ていましたように、一人一人違いますので、なかなかはっきり分かりませんが、議員の場合、0.05月引き上げた場合、金額にして幾らになるのか、お尋ねします。

○人事課長（古村和弘君）

御説明いたします。

議員の1人あたりは約22千円ということになっております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

先ほども出ましたが、どうもこの特別職、あるいはどこまで入るのが、ちょっと先ほどは非常勤も入るということと言われたみたいですが、今回のこの特別職というのはどこまでですか。誰、どことどこまでですか。

○人事課長（古村和弘君）

今回の特別職につきましては、市長、副市長、教育長の三役の特別職、常勤の特別職についての改定になります。

先ほど高橋議員のほうからも申されましたけれども、議員については、議員の期末手当、あと費用弁償に関する条例につきましては、現在変更をしなくても特別職を見に行くような形になっておりますので、自動的に議員のほうも変更になるという構成になっているところでございます。

以上です。

○19番（森 茂生君）

そしたら、見直しを検討されているということでしたけれども、どのような検討があっているのか、お尋ねします。

○人事課長（古村和弘君）

説明いたします。

現在、国会議員の期末手当に関する法律の構成や近隣自治体の議員の期末手当に対する条例の構成につきまして、人事課で調整をして、議会事務局と協議していることは、先ほど申したとおりでございます。

その中で、国会議員の期末手当に関する法律の構成として、八女市と同様に特別職の例を議員に適用するという形になっており、八女市におきましても、国の法律の構成に倣って条例が制定されていたものと思慮されます。

一方で、近隣自治体のほうは、きちんと議員の期末手当の支給率が変わったときには議会に上程をするということで、そういう構成になっているということを近隣自治体のほうでは確認しておりますので、今後につきましては、どちらがより現在の社会情勢に適応しているかということを、法制の担当課や議会事務局と議論をいたしまして、結論を出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本正敏君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど決定しましたとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

○19番（森 茂生君）

皆さん御承知のように、市民生活は長引く不況で賃金などは抑えられ、年金も実質的引下げになっております。また、今般、異常な物価高で非常に苦しい生活を余儀なくされているのが市民生活ではないでしょうか。農業分野においても後継ぎすらなかなか育たない現状があります。

このような中、特別職の期末手当の引上げについては、到底市民の理解は得られないのではないのでしょうか。

以上の理由により、本議案に反対をいたします。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

議案第109号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○3番（坂本治郎君）

先ほどは失礼しました。先ほどの質問に関しては、2%、3%上がるということで了解しておりますが、多い方と少ない方でどのぐらいの幅があるのか、お願いします。

○人事課長（古村和弘君）

給料表の改定で、どのくらい高い人と低い人があるかということで御説明いたします。

（「幅ですね」と呼ぶ者あり）はい。

正規職員におきましては、高い人で月額で26,300円、低い人で3,600円の改定があっております。この高い人というのは、比較的若年層ですね、若い職員だと考えております。低い人については、高齢層の職員のほうの改定率が狭くなっているのも、安いとなっていると思います。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

市職員の中に保育士とか介護士の方もいらっしゃると思いますが、福祉サービスとしての賃上げの必要性がよく世間では議論されておりますが、介護士は介護職員処遇改善加算として今年より平均6千円の賃上げがされておりました。保育士に関しては、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業として9千円上がっているそうです。市の職員は、この場合はダブルでもらえる、恩恵を受けるということになるのでしょうか。

○人事課長（古村和弘君）

お答えいたします。

職員につきましては地方公務員となりますので、上程が議決されましたら、議案が議決されましたら今回の人事院勧告の分のみということになると考えております。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

すみません。最後に市長にビジョンとしてお聞きしたいのですが、世間では、企業の賃上

げが起こっている中で上げられない企業があるということなので、そういった人たちの中に、今公務員が率先して給料を上げていってほしいという意見もありまして、経済政策から今妥当性はあるとは私も思います。

しかしながら、ちょっと実態が分かりにくいところがありますが、先ほどの例で言えば、若い方が市職員だと20千円上がっている。そうですね、私たち議員報酬も同じですが、同じ公共の福祉サービスで市職員の方だけが、ちょっとアンバランスに上がっていているように感じてしまいます。

これらの議案を通すに当たり、先ほど申し上げた保育士だったり、介護士だったり、そういう社会的に必要な福祉サービスの方々をはじめ、市としてきめ細やかに上げられるものに関しては上げていこうとするビジョンがセットで必要であるべきだと私は考えますが、こういった事態を把握して、そういった市独自の手当など最大限に検討いただけないでしょうか。

**○市長（簗原悠太郎君）**

お答えいたします。

今御指摘のあった保育士や介護士といった、いわゆるエッセンシャルワーカーと言われる方々の待遇をよくしていくというのは当然、市としても取り組んでいかないとはいえないと考えております。

そういった中で、この保育士に関しては、処遇改善の取組が国によって行われているところだと認識しておりますし、直近ですと今年11月22日、先日閣議決定されました総合経済対策の中で、保育士、また幼稚園の教諭の給与を10.7%上げると大々的な賃上げの、そういった取組をこども家庭庁によって行われているところでございます。具体的には、報道ですと、保育士の年間の平均給与が約4,000千円ですので、10%強ということで年間400千円以上の給与増が今のところ予定されていると認識しております。

そういった中で、もちろん民間給与と、いわゆる公務員給与の差というのは、まだ、それは国と地方でいろんな状況もありますが、そういった状況を見ながら、そういう今御指摘のあった介護士や保育士といった、そういうエッセンシャルワーカーの方の待遇も、まずは国が今大々的に取り組んでいるところですので、しっかりその取組にこの市役所も、併せてそういう賃上げの取組を行いながら、今後の在り方というのは考えていきたいと思っております。

**○議長（橋本正敏君）**

ほかありませんか。

ちょっとこちらから。

**○人事課長（古村和弘君）**

先ほど、坂本議員のほうから保育士と介護士ということがありましたけれども、保育士は職員にいますけど、介護士は職員には今いないということですので、よろしくをお願いします。

○19番（森 茂生君）

人事院勧告をそのまま今回適用されたという理解でよろしかったでしょうか。

○人事課長（古村和弘君）

その認識でございます。

○19番（森 茂生君）

人事院の資料を見ますと、30年ぶりの高水準とここになっています。

それで、市職員、30年ぶりに大きく給料が上がるということで理解していいんでしょうか。

○人事課長（古村和弘君）

今回の給与表の改定率が2.776%となっておりまして、このような高水準での改定は30年ぶりだということで認識いたしております。

○19番（森 茂生君）

それから、大卒の場合220千円ですかね、それから高卒の場合が194,500円、これは初任給ですかね。

それから、この人事院勧告を見ますと、大卒の場合220千円、そして高卒の場合188千円になっているんですけども、この違いはどこから来ているか、お尋ねします。

○人事課長（古村和弘君）

国におきましては、高校卒業の初任給は、現在の1の5級というのを採用しておりまして、今議員が申された額になります。

八女市におきましては、近隣自治体との整合性とかも考えまして、現在、高卒の初任給は1の9号俸というふうに設定をしている関係上、この金額で計上させていただいております。以上です。

○19番（森 茂生君）

ああ、いろいろあるから分かりにくいですね。

そしたら、いろいろ給与表がある中で、人事院勧告はこうに上がるけれども、その給与表も全て同じ比率で上がるから、そして、給与表の使い方が国と違うから、このような差が出てきているということで理解よろしいですかね。

それからもう一点、かなり若者に重点を置いて今度はやっているんだというのがあります。若者は初任給がちょっとありますかね。若者の初任給は、先ほど言ったようにあれですね。そしたら、分かりました。

それから、今度の改定で配偶者手当が廃止になっていますけれども、これに代わるものでまた補っているわけですかね。ここら辺のところがちょっと分かりませんので、お尋ねします。

○人事課長（古村和弘君）

配偶者手当ということで扶養手当の観点から申し上げたいと思います。

今回、配偶者手当のほうについては、段階的にゼロ円ということになります。それに伴って、子に関する扶養手当につきましてが、10千円から13千円というふうに段階的に増額になっております。

こちらにつきましての人事院勧告につきましては、扶養手当の配偶者から子への配分の見直しということで認識をいたしております。

以上です。

**○19番（森 茂生君）**

それからもう一点、4月に遡及をされるということですが、4月まで遡及するとかなりの金額になるかと思います。平均でもいいんですけれども、幾らぐらいの値上げになるか、もし分かればお知らせください。

**○人事課長（古村和弘君）**

平均の月額給与で申し上げたいと思います。

10,275円の月額の増額になります。

以上でございます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

**○議長（橋本正敏君）**

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど決定しましたとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

**○議長（橋本正敏君）**

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

議案第110号 八女市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○18番（三角真弓君）**

議案第110号に対して、お尋ねをいたします。

世の中の最低賃金を上げようという流れの中で、職員の給与を上げるというのは、それを見習っているような職業が上げてくるという、そういった考えもあるのかなと思っておりますけど、今八女市で会計年度任用職員の方は何名で、各支所ごとに分かればお願いしたいんですけど。

**○人事課長（古村和弘君）**

御説明いたします。

現在の会計年度任用職員は、日額と月額合わせて全体で424人いるような状況でございます。

各支所ごとの人数については、ちょっと持ち合わせておりません。

以上です。

**○18番（三角真弓君）**

その配置の数ですね、各支所、本庁はじめ、そういう会計年度任用職員の人数を配置する場合、ある程度の基準があるんでしょうか。

**○人事課長（古村和弘君）**

基準につきましては、専門職についてはそちらの需要に応じて、あと、ほかの会計年度任用職員につきましては、その課の業務量に応じて配置をしているような状況でございます。

以上です。

**○18番（三角真弓君）**

会計年度任用職員の給与の処遇改善は、もちろん必要だということを認識はいたしております。

関連ということになるんですけれども、非常に正規職員の方、そして再任用職員の方と、この会計年度任用職員というのはやっぱり処遇においては若干の違いがあると思っております。

1点だけ、これは要望で、この議案に対して聞いてはならないのであれば議長のほうから止めてもらっていいんですけど、病休の場合、最大、正規職員であればどのくらい休めるのか、会計年度任用職員の場合どのくらいなのか、これがかなりの差があると思うんですね。そういったことの不都合があっているということもちょっと認識をいたしておりますので、

その１点ですね、病気をした場合、最大、正規職員の場合、何日間の休みが取れるのか、会計年度任用職員の場合は最大何日までいいのかという、この１点だけお尋ねいたします。

○人事課長（古村和弘君）

病気休暇についての御質問だと思いますけど、病気休暇につきましては、正規職員については90日ということになっております。がんとか心の病とかにつきましては、最大で180日取れるということになっております。

一方、会計年度任用職員につきましては、有給の病気休暇の期間は30日ということになっております。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

市長、いろいろ各市を回っての意見交換の場で会計年度任用職員の方の処遇改善に向けて、ぜひ意見交換をお願いして、質問を終わります。

○19番（森 茂生君）

この会計年度任用職員も４月まで遡及ということですが、昨年度は遡及せずに明くる年の１月にその分以上に値上げが行われております。そうしたほうが、年末に1,030千円の壁とか、いろいろ壁が今言われていますけれども、遡及した場合、思った以上に増えた場合、そういう扶養から外されたり、社会保険料負担が増えたり、いろいろなってくるかと思っています。

そういうわけで、私は昨年度みたいに、遡及せずに１月にその分払ったほうが本人にとっては有効かなと思ったんですよ。今回遡及されたのはなぜなのか、昨年度と違うようなやり方をされたのはどういった理由があるのか、お尋ねをいたします。

○人事課長（古村和弘君）

御説明いたします。

今回の会計年度任用職員の給与における遡及の考え方につきましては、昨年12月に地方自治体のほうに総務省のほうから通知とかが参っております。それから、福岡県や近隣自治体の状況等を総合的に勘案いたしまして、今年度におきましては、正規職員に準じる形で４月遡及をして、処遇改善に努めていきたいと思っております。

もう一点、先ほど議員がおっしゃられたとおり、会計年度任用職員には収入調整をするような職員もいるかと思うので、会計年度任用職員につきましては、この議案が可決後は１月のほうに支給をしたいと考えております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

そういうところを配慮して支給日を来年１月に持っていくということですね。了解しまし

た。

それから、遡及するからには、雇うときに決まっているから遡及はできないんだという言い分でしたけれども、雇うときに多少変化はあるという条文を付け加えろというような指導があったと私聞いていますけれども、そのようなことの理解でよろしかったでしょうか。

**○人事課長（古村和弘君）**

きちんと労働の契約のほうに、そういったのを明記すればいいということで認識をいたしております。（「以上です」と呼ぶ者あり）

**○議長（橋本正敏君）**

質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど決定しましたとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

**○議長（橋本正敏君）**

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

議案第111号 令和6年度八女市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど決定しましたとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

議案第112号 令和6年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど決定しましたとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

議案第113号 令和6年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○18番（三角真弓君）

議案第113号に対して質問をいたします。すみません。この事業費の介護予防支援事業費が555千円追加になっておりますけれども、この事業の内訳は分かりますか。

○介護長寿課長（前田加代子君）

すみません。予算書のページをお願いできますか。

○18番（三角真弓君）

歳出ですけど、介護予防支援事業費の中で補正額が555千円計上されております。介護予防支援事業費のこの補正額がどういった事業に充てられるものかということでの質問です。

○介護長寿課長（前田加代子君）

こちらの555千円につきましては、介護サービス事業勘定のほうの介護保険特別事業費なんですけれども、東部地域包括支援センターの専門職の職員5名分につきましては賃金改定の分でございます。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど決定しましたとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

議案第114号 令和6年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど決定しましたとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

議案第115号 令和6年度八女市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど決定しましたとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

議案第116号 令和6年度八女市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど決定しましたとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

議案第117号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第117号は原案のとおり同意することに決しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これで令和6年第5回八女市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時8分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 橋 本 正 敏

八女市議会議員 川 口 堅 志

八女市議会議員 堤 康 幸